

兵部省軍医寮設置と大学東校

酒 井 豊

はじめに

第一章 軍医寮開設への始動

第二章 大学東校の医道統轄構想

第三章 軍医寮設置と軍関係医務の分立

第四章 結 語

はじめに

東京大学医学部が保存する『学校履歴』⁽¹⁾の明治四(一八七二)年の条に次の記事が見られる。

五月大学博士助教ヨリシテ典医海陸軍医ヲ兼医シ天下ノ医道ヲ一途ニ帰スルコトヲ建言ス。廟議之ヲ允サズ。遂ニ海陸軍医全ク別派トナル。⁽²⁾

文中の建言(五月は四月の誤まり)は、大学がその管轄下にある大学東校ほかの医学学校の教官に典医(宮内省)や海・陸軍医(兵部省)を兼任させ、そのことによって当時医師が任ぜられていた官職のすべてを大学の管理下に置く体制を形成することを意図したものであった。しかしながらその結果は、右に記されているように、海・陸軍医等兵部省に属する医官の人事を管理する権限はかえって大学(後に文

部省)から遠ざけられ、兵部省(後に陸・海軍各省)に属することになったのである。

わが国の近代的な衛生制度が、明治七(一八七四)年八月に文部省が東京、京都、大阪の三府に達した「医制」を濫觴とすることは改めて記すまでもないが、この医制において、海陸軍病院関係の事務は文部省の管理の外に置かれることが法文上に明記された。⁽³⁾軍関係の医事の管理系統とその他の一般の医事の管理系統とが分離並立する状態は、その後衛生事務の管轄庁が文部省から内務省に変わり(明治八年六月)、さらに内務省から厚生省へと転じた際(昭和十三年一月)にもそのまま残存した。厚生省が軍関係の医療機関をその管轄下に置くようになったのは第二次世界大戦後の陸・海軍二省の廃止(昭和二十年十二月)以後のことである。

さて、先の明治四年四月の大学建言は、実は大学が自らの方針に基いて自発的に作成したのではなく、兵部省における軍医寮設置に向けての一連の動きに対抗して用意したものであった。兵部省では前年七月以来軍事病院を改組して軍医寮を開設すべく太政官に働きかけていたが、その動きは山縣有朋が兵部少輔に就任してわが国の近代的な

軍制の創定に着手し、特に軍医療に関しては四年三月に松本良順がその主導者として起用されてから大きく変わってきた。松本は幕末に医学所頭取在任中に同所を海陸軍病院に改組したほどの人物であったから、当然その軍医療構想は、大学にとって、当時はまだ制度としては確立していなかったにせよ、実態は大学（実質的には大学東校）の所管に属していた衛生事務を危うくするとともに、大学東校の存亡に關する惧れとなったのである。大学の建言はこの危惧の産物と言つて過言でないが、しかしその一方で、大学東校は建言を着想し続いて松本の軍医療に関する建議を批判するなかで、言わば研究教育機関として自己覚醒することとなった。即ち、松本が大学東校に關して冗費冗官で実地上に功が無いと酷評を下し、一時廃止のうえ徹底改組すべきことを提議したのに対し、大学東校は、「眞ノ医学」をもって生徒を教育する所であるとその存在の意義を自覚するに至つたのである。そして大学東校のこの自覚は、松本に対しては基礎的な普通医学の重要性の主張になる一方、大学に対しては同校が教育機関であることを標榜することとなつた。⁴⁾

このような経過を見るならば、始めに引用した資料におけるこの事件の叙述は大学東校の立場からのものと理解されるのであって、むしろこの事件は、より先に組織化の必要性を意識した軍関係の医事が社会一般の医事から分離独立しようとする動きを中心に叙述すべきであろう。ただし事件の結果としては大学の医道統轄の建言、松本の大学東校改革の建議とも容れられることなく、単に「海陸軍医全ク別派トナ」ただけだったのであり、さらにわが国の衛生制度の主流の歴史

は、その後、文部省↓内務省↓厚生省の系統で展開したのであるから、この事件の最も基本的な意味を大学あるいは大学東校が「天下ノ医道」、即ちわが国の衛生制度全体に着眼し、これを自覚的にその管轄下に置こうとしたことに認めたい。というのは、医療や衛生の領域においては、それに関する国家的制度の概念や制度そのものが漸く幕末期に紹介されたのであり、明治初期までに統轄機関などが存在すべくもなかつたのであるが、それが明治政権が近代的な国家体系の形成に着手した時期に、この事件をきっかけとしてわが国の医事全体が初めて関係者の意識にのぼって検討の対象となり、その管理系統が問われることとなったからである。

本稿は明治初年における兵部省の軍医療設置の動きが、右のように、結果としてわが国の衛生行政制度の展開に与えた影響が大きかつたことに意味を認め、それらの経緯を「公文録」、「太政類典」等に見られる関係資料の全文を整理収録して跡づけるとともに、そこに示された衛生行政制度の整備過程の分析を通して、わが国の行政機関（省・庁・局・課等、本稿では省のレベル）における事務の分掌がどのように形成されたかの一端を窺おうとするものである。

わが国の行政機構は明治十八（一八八五）年十二月に内閣制度が発足するまでに一応の整理を見たのであるが、そこに到る過程において、国が行うべき事務の全体がいかなる原理や構想にもとづいて各機関に配分されていったかを解明することは、明治国家あるいはわが国の行政機構の特質を理解するうえで極めて有効であると考える。その際、先に記したように明治六年に文部省が衛生事務を管理するように

なつた時点では既に軍関係の医事は同省の管轄外にあつたのであるから、わが国の衛生制度の歴史の叙述をこの時点から出発させたのでは衛生全体の叙述にならないこととなることに留意したい。このことは教育事務にも該当する。即ち華族と軍の関係は後に文部省に發展する大学校とは明治初年から別個に存在したのであつて、これらに属する教育制度は当初から文部省の管轄外にあつた。したがつてわが国の教育行政史の叙述を文部省所管の事務から始めたのではやはり全体を叙述したことになるのである。

重要なことはわが国が明治前半期に急速に国家としての体制を形造つた際、各行政機関には当然それが管掌すべき事務が分担されたのであるが、その分掌が国全体としていかなる構想や原理を基礎として、またいかなる現実との関係において決せられていったかである。このことは右のような分化が始まる前の状況から分析が開始されなければ解明し得ないし、さらに付言するならば、分化後の、一定の選択を終えた後の体制から分析したのでは、その体制の原理や論理に従つた構造の研究にしかならず、その体制自体を根底から対象化する視座は、いかなる問題意識に立つにせよ、得られないと考へてよい。

なお本稿は本来江戸時代末期における衛生をめぐる状況から叙述すべきものであるが、時間と紙面の制約から、維新後の兵部省の動勢から開始することとする。

引用資料は漢字に常用漢字体を用いたほかは原則として原文どおりとした。なお「軍医寮」の名称は明治三年七月十八日付の兵部省上申に初めて現われるので、それ以降の文書に通番号(1~16)を付し

て、それらが軍医寮設置に直接関係する資料であることを示した。

第一章 軍医寮開設への始動

明治二(一八六九)年八月に京都治療所を廃止した兵部省は、翌三年二月十九日、大阪に陸軍所と軍事病院を置いた。⁽⁵⁾この軍事病院は、従前の治療所が戊辰戦争における傷病兵の治療を主たる機能としていたのに対し、兵士の体力検査ならびに外国人教師の指導による軍陣医学の教育(軍医の養成)を目的とするものであつた。即ち、兵部省は明治二年十一月、同年二月の設立以来教師として大坂病院に在つた蘭医ボードイン Baudin, A. F. と 中典医緒方惟準とを、当分は兼勤で、そして三年一月よりは専任で軍事病院に迎へるべきことを弁官宛上申したのである。

坂地ニ於テ陸軍取建候ニ付テハボードイン相雇軍事病院相構度段故兵部大輔ヨリモ申出仕置候処右病院ノ儀ハ急速取建不申テハ第一兵士身体ノ強弱等入撰難出来ニ付早々御沙汰相成度奉存候ボードイン儀ハ当昨大坂病院罷在大学校管轄ノ儀御坐候へ共一円軍事病院へ引取候テハ差間モ可有之ニ付当分ノ処緒方中典医ボードイン兩人兼勤被仰付此段大学校外務省へ御達相成候様仕度存候(中略)追々海陸兵事盛大仕候テハ何レ病院兼勤ニテハ被行カタク来正月期限ヨリハ一円軍事病院掛リニ被仰付度……⁽⁸⁾

上申に対する指令がなかなか下されなかつたため、兵部省は翌三年一月八日に重ねて伺出た。

於大坂軍事病院取建候ニ付テハ幸ボードイン彼地病院ニ罷在候間同人相雇度

段先達而申出仕置候処未タ何ノ御沙汰モ無御座抑彼地ニ於テ軍事病院取建候儀者第一入隊ノ兵士身体ノ強弱染隊ノ適用等人撰不仕候而者真ノ兵隊ニ者相成不申是迄於 皇國ハ軍事病院ノ定則心得居候者無之右ボードイン儀於蘭國軍事一等ノ医師ニ御座候間是非此者相履病院ノ基礎相立追々 皇國ノ医師ハモ為学申度ニ付早々御決議被成下大学并外務省ヘモ御達方被成下度候……

この伺書は、軍事病院設置の理由として「真ノ兵隊」を編成する上での病院の必要性を掲げたこと、ボードインの指導によって軍事病院の基礎を確立し、将来は日本人医師にそこで軍陣医学を学ばせる意図を有することを明かにしたことなど、前回の上申書と比較すると、近代的な軍制の編成との関連において、一定の軍事病院構想が形成され始めたことを窺わせる。さらに兵部省は、六日後の一月十四日、既に開始されていた士官の取り立てのために、本件の進捗を願ひ出た。これに対して弁官は初めて指令を下し、追ってボードインの代人を雇入れるはずであるから、大学と交渉してその者を軍事病院に兼勤させることを取計らうよう命じた。⁽¹⁰⁾これは大坂医学校におけるボードインの雇入期限が三月に切れることを見越しての措置であったが、あくまでもボードインの招備を希望する兵部省は、一月二十五日付でボードインの軍事掛専任を伺ひ出た。⁽¹¹⁾

……ボードイン義ハ是非共年増ニテ御差留メ相成度且又兼勤申出候儀モ畢竟軍事一方ニ相成候テハ於大坂病院差支モ可有之ト存候ヨリ右兼勤申出候儀ニ御坐候得ハ代人御雇入相成候後ハ右ボードイン儀ハ一切軍事掛ニ相成度兼テ彼国政府ヨリモ陸軍診療トノ事ニテ罷越居候儀ニ付何分前条ノ次第篤ト御評議相成度此段又々相伺候也⁽¹²⁾

この伺は終に容認されることとなり、日付は不明ながら「可為伺ノ通事 但大学へ打合せ可取計事⁽¹³⁾」との指令を得るに到った。そしてボードインは二月十五日から六カ月の期限をもって、ようやく軍事病院に備入れられることとなったのである。

軍事病院はボードインの着任とほとんど時を同じくして発足した。

二月 大阪城内ニ軍事病院ヲ建ツ、ボードインヲ顧問トシ軍医職務章程、徵兵身体検査方法ヲ講究セシメ、次デ堀内利国、長瀬時衡ヲシテ撰兵論ヲ訳述セシム⁽¹⁴⁾

軍事病院には二月二日付で緒方惟準の兼勤も命ぜられ、ここに兵部省の前年十一月以来の要求は一応満たされることとなった。なお『陸軍軍医学校五十年史』は、明治三年に大坂軍事病院内に軍医学校を設立したことを記しているが、その詳細は明らかでない。⁽¹⁵⁾

ボードインを教師として軍事病院を開設するという第一段階を達成した兵部省は、明治三年七月十八日、二つの上申書を弁官に提出した。一はボードインの雇入期限が切れることを一月後にしての代人の手配の件、一は軍事病院の「軍医寮」への改称の件である。前者は、弁官に対し、外務省に早急に代人を手配するよう通達することを上申したものであったが、弁官は七月二十五日付で兵部省に認可する旨回答するとともに外務省にそれを命じた。後者は次のとおりである。

【1】兵部省上申^{弁官宛} 明治三年七月十八日

軍事病院

右改テ軍医寮ト被名付度事

右ノ通相成候ハ、当時病院掛り緒方中典医儀軍医寮権頭ニ被任度事

〔指令日付欠〕

軍医病院ノ名称ニテ取広メ可申寮ノ名ハ難被及御採用候事⁽¹⁶⁾

右のように兵部省の上申は軍事病院を軍医寮と改称し、緒方を軍医寮権頭に迎える内容であった。弁官が軍医寮の名称の採用を否定した理由はこの資料からは明らかでないが、軍医寮の設置は軍医寮頭以下の新しい官制を必要とすることであったから、これは次の兵部省の上申書中に記されている弁官の見解、即ち別段軍医寮といったものを設けなくとも、その機能は軍事病院の人員の増強で果たし得るという見方に立てば、積極的に推進されることはなかったであろうと思われる。

【2】兵部省上申^{弁官宛}
明治三年八月三日

軍医寮御設建相成度段過日申出仕候処軍医寮ノ儀ハ別ニ不取建共大病院ヨリ可然人物軍事病院へ出仕相成候へハ事実差支有之間敷段昨日土方中弁江頭中弁ヨリ河村大丞⁽¹⁷⁾へ縷々示談ノ趣委細承知仕候乍去此先海陸軍盛大ニ取建候節ハ何レ軍医寮御設不相成テハ事実差支可有之候へ共当今ノ処ニテハ御趣意ノ通ニテ可然奉存候間左ノ人名当官ヲ以テ軍医病院へ出仕被仰付候様仕度候ニ付テハ早速当省大坂出張所へ罷越候様御達被成下度此段申進候也

石井少博士

池田大助教

竹内大助教⁽¹⁸⁾

これは弁官の指令の趣旨を当分の間は了承することとし、石井信義等三名の大学東校教官の軍医病院出仕を願ひ出たものであった。しか

兵部省軍医寮設置と大学東校

し大学（もしくは大学東校）はこの人事を容易に承服しなかったらしく、また池田はこの時期に留学の話が進んでいたため、兵部省は十月に入って改めて、石井と竹内の大坂軍事病院出仕を願ひ出たのである（石井については、大坂理学所への出張（勤務）が決定していることを理由に大学から拒否されたため、少博士島村鼎に代えている）。

さて、これまでの経過において、兵部省は人員の増強という便宜的の措置であれ、ともかく軍医寮開設の趣旨に沿う内容であれば、弁官の指示に従ってきた。しかしながら大学がその申出をなかなか受け入れなかったことは兵部省の態度を硬化させ、兵部省はここに改めて軍医寮を速かに設置し、島村、坪井（為春）、竹内の三名を東校から転勤させて軍医助、同権助等を命じ、名実ともに軍医寮を開設することを伺い出ることとなった。

【3】兵部省上申^{弁官宛}
明治三年十月日欠

過日軍医寮ノ儀申立候処其節如何ノ次第ニ有之候哉御許容難相成段御付紙相成候処元米軍医寮ノ儀ハ戦争ノミニ無之抑兵隊入寮ノ節身躰ノ強弱検査仕候儀ニテ此法不相立候テハ兵事ノ基本モ不相立畢竟是近軍医寮ノ規則無之ヨリ医師モ自然軍事病院ニ出仕スルヲ嫌ヒ候気臭有之被為於朝廷候テモ乍恐軍医寮ノ趣意得ト御貫徹無之ヨリ御設ケ不相成儀歟ト奉存候勿論名目不相立候共其実奉候へハ無論事ニ候得共前文申上候通り未タ軍事病院ノ趣意医師迎モ理解不仕時機其情実篤ト御洞察速ニ軍医寮御設ケ三名ノ者南校ヨリ転勤被仰付名実共ニ相立候様仕度此段厚申進候也

島村大学少博士

坪井大学少博士

右軍医助被仰付度事

この兵部省からの軍医寮設置要求に対し、弁官はあたかもそれを無視するかのようになり、兵部省に対しては何ら指令を發さなかつたようである。翌閏十月の兵部省の上申からは同省の苛立ちが感ぜられる。

【4】兵部省上申^{弁官宛} 明治三年閏十月九日

軍医寮御取相成度儀ニ付テハ兼テ申出仕置候処今以何タル御沙汰無御座候
ヘ共何分右御取設ケ無之候テハ兵事基本ノ立否ニ係リ候儀ニ付早々御評決御
沙汰御坐候様仕度此段又々申出仕候也²⁰⁾

しかしながら、弁官がこの間、軍医寮に関して審議を行なつていなかったのではないことは、閏十月四日付で大学東校が左の上申書を弁官に提出していることから理解できる。

【5】大学東校上申^{弁官宛} 明治三年閏十月四日

兵部省ヨリ伺出ノ通軍医寮ノ儀ハ是非共御設ニ相成候半テハ不叶儀ト奉存候
乍去医員撰挙ノ儀ハ東校ヘ御委任ニ相成候儀至当ニ可有御坐抑東校ニ於テ成
業ノ上夫々試業ヲ遂ケ相当ノ仕官為仕候半テハ撰挙ノ規律相立申間敷儀ト奉
存候且又各人所得短長有之候ヘハ其長所ヲ以テ御採用ニ相成候儀当然ト奉存
候右等ノ取調ノ学校ノ所掌ニ御座候条医員撰挙ノ儀ハ都テ御委任ニ相成度奉
存候坪井少博士外一人転任ノ儀ハ何分於当校顯然差支候間御免被仰付度決テ
軍務ヲ嫌ヒ候様ノ私論ニ出候儀ハ無御座少博士二人ハ当時反訳専務ニテ之ニ
代人無之且軍医ニハ不適當ノ人物ト奉存候竹内大助教ハ教師通弁専務ニテ病
院ニ於テ一日モ不可欠人物ニテ必至差支候条厚御洞察有御座度外ニ随分軍医
至当ノ人物御座候条撰挙ノ儀ハ兵部省ヨリ東校ヘ示談ノ上可取計旨御沙汰ニ

右上申は、兵部省の軍医寮設置の動きに対して大学東校が初めて示した見解として、本稿にとって特に重要な位置を占めるものである。

ここで大学東校は、軍医寮は是非とも設置しなければならぬものであるが、その医員の撰挙（人選と挙用）は大学東校に委任されるべきことを主張した。大学東校が医員の撰挙権を掌握すべき根拠として挙げてゐるのは、同校の成業者（全課程の修了者）に試験を行い、その成績に応じて仕官させるようにしなければ「撰挙ノ規律」が立たないこと、採用は各人の長所を取つて行なわれようが、その長所・短所の調査は学校（ここでは大学東校）の所掌であること、であつた。これらの根拠に大学東校の医学教育機関としての自負が強く感ぜられるが、それについては後に述べることにする。とにかくこの主張は医員の養成機関が同時にその撰挙（初任者の人事）の権限を掌握すべきことを表明したものであつたのである。

この大学東校の上申後に、弁官が兵部省に対して何らかの指令を發した記録は見られない。そして翌明治四（一八七二）一月十四日、兵部省は太政官に軍医寮の設置ならびに緒方惟準の軍医寮頭への任命を上申した。これは前年七月の上申（資料【1】）と類似の内容を備えたものであるが、前回にあつては軍事病院の改称によつて名目だけの軍医寮を置くことを目指したのに対し、今回は正式な長を有する軍医寮という組織の確立を目標とするものであつた。

【6】兵部省ヨリ太政官ヘ伺^{節略} 四年正月十四日

一軍医寮御設相成度事

右者兵員増加ニ從テ病院広大相成候ハ勿論之事ニテ西洋各国ニテモ軍事病院別段之義ニテ実ニ至重之儀ニ付寮頭ヲ置漸々規律ヲ相立申度ニ付此段御許容相成度事依テ寮頭緒方中典医被仰付度事

同人儀ハボードインニ隨從直伝ヲ受候旁方今至当之人物ト奉存候事

御指令

軍医病院ノ名称ニテ取広メ可申寮ノ名ハ難被及御採用候事衆規鑑⁽²²⁾

太政官の指令は前回と全く同文であつて、依然として軍医寮の設置が積極的に受入れられる余地は無かつたと思われる。次の一月二十七日付の兵部省の上申は軍医寮の必要性を改めて詳しく説明したものであるが、その趣旨はこれまでの度重なる上申を整頓したもので、特に新しい内容を持っていたわけではない。ただし時の兵部少輔山縣有朋が後に監修して編まれた『日本陸軍沿革略史』⁽²³⁾においてはこれが軍医寮設置関係の最初の記事であり、山縣自身の起草としている。

【7】兵部省上申^{弁官宛}明治四年一月二十七日

軍医寮御設ノ儀申出仕候処軍医病院ノ名称ニテ取広メ可申段御付紙御沙汰ノ趣一応敬承仕候へ共是迄度々申出仕候通比寮御設無之テハ軍事ノ基礎相立不申其所以ハ兵人入寮入隊ノ節於軍医寮身軀ノ強弱病症ノ有無篤ト検査ノ上ニテ加除仕候事ニテ兵事ノ根本ニ御座候夫故於欧州各国全国ノ大病院ヲ設モ軍医寮ハ別ニ建設有之候程ノ儀況於皇国ハ未タ大病院ノ規則モ全く不備ニ付テハ尚更軍医寮ハ別ニ御設無之テハ事実難被行方一名稱ハ無之共事実サヘ凡各國ニ比較ノ様執行候へハ可然旨御評議モ可被為在歟モ難計候へ共斯ク諸事御規則相立名実相適候上ハ軍医寮モ其名称無之テハ人ノ望モ難属殊ニ兵事ノ規則ハ尤嚴密ニ候間軍医ノ規則医員等級名称モ確ト相立不申テハ医員ノ褒貶モ難被行既ニ当三四月ニハ於坂地陸軍所兵卒式千人計モ入隊仕候事故是非軍医

寮創立不仕テハ不相成候間何分ニモ事実篤ト御賢慮名実相協ト候様仕度此段厚申進候也

追テ坂地出張所ヨリ毎々催促仕越候ニ付本文至急御沙汰被成下猶又中緒方中典医軍医寮頭ニ被仰付被下度此段共ニ申進候也⁽²⁴⁾

兵部省のこのような再度の懇請にも拘らず、太政官は今度も指令を与えなかつた。しかしながら山縣がこの上申をその軍医寮に関する施策の最初の事項として扱っていることから察するならば、兵部省がわが国陸軍の編制との関係で本格的に軍医部の設置を考へるようになったのはこれ以後であつたのであろう。そして山縣の直接の勧誘によつて後の陸軍軍医総監松本良順を出慮させることに成功したのがこの年三月であり、松本によつて軍医寮構想がまとめられたのが五月であるから、右の一月二十七日の上申が軍医寮開設を実現するに到る過程の中で一つの画期となつたことは認めてよい。

以上が明治三年から四年における主に兵部省の軍医寮開設に向けての動きである。軍医寮はその初期においては現実の必要からやや便宜的に構想された。しかし大学の非協力的な対応や兵部省内部での兵制整備に向けての動きによつてそれは確固たる位置付けを持つ機関として、改めて構想されたのである。ここに兵部省の軍医寮設置運動は第二の段階に入ることとなつた。そしてその段階では大学東校がむしろ守勢にまわり、兵部省と大学との論点はわが国の衛生事務全体をいづれが管轄すべきかという、衛生行政制度の根幹に関わる問題にまで拡大するのである。

第二章 大学東校の医道統轄構想

兵部省が軍医寮設置に向けて再三太政官に上申を繰返すなかで、大学東校は資料【5】に見られたように、軍医寮の開設は認めたものの、その医員の撰挙は、人事の規律を確保する必要から、大学東校に全てを委任するよう主張したのであった。しかしながら太政官は兵部省の上申に対して指令を發さないとともに、大学東校の要求についても指令を行わず、両者に対して裁定を保留していたのである。この保留が何の原因としたものであるかは明らかでないが、明治三年から四年にかけては、兵部省においては陸軍の編制について調査が開始された時期であり、大学東校においては待望のドイツ人教師二名が普仏戦争のために出發できず、教員や生徒に焦躁の色が見え始めた時期であった。したがってこの時期は両者ともに次の大きな飛躍のための準備あるいは待機の時期にあったと言つてよいのであつて、このような不確定な段階でいづれかにより優位な裁定を下すことは問題があつたとも考えられる。

明治四年（一八七二）一月二十七日付の上申（資料【7】）の後、兵部省が軍医寮設置に向けて何らかの動きを示したことを証する記録は三月の松本良順の出慮起用まで見出だされない。しかし兵制の構想は着実に形となつていたのであるから、それを見て大学が平然としていられるはずはなかつた。

【8】大学申立弁官宛 明治四年三月八日

兵部省病院出仕ノ医員奏任以上ノ分ハ大学ヨリ兼勤被仰付度左様相成候へハ
医事一途ニ帰シ兼裁宜儀ト奉存候依之別紙ノ通被仰付度此段申進候也

大学中博士
兵部省病院專務

緒方中典医

大学出仕
兵部省病院專務

石神良策

右ノ通被仰付度奉存候也⁽²⁵⁾

右において注目しなければならないのは「医事一途ニ帰シ」の文言である。この一途が大学の一途であることは言うまでもなく、したがつてこの上申は兵部省病院の奏任以上出仕の医員を大学から兼任させることによつて、医員の人事を大学の管轄下に一本化することを目指したものであつた。前年閏十月の大学東校上申（資料【5】）は新任者の撰挙権を同校に与えるべきことを主張したものであつたのに対し、これは現職の医員（奏任以上の出仕者）の人事についての主張であつて、しかもその最初の適用の対象が兵部省が軍医寮頭への就任を希望していた緒方惟準であつたことは、緒方をはじめとする大学所属の医員を割愛して軍医寮の医員に任じようとする、兵部省に当然予想される構想に対し、大学がこれを警戒して上申に及んだことを推測させるのである。

次節に述べるように、松本良順が兵部少輔山縣有朋の勧誘に応じて陸軍軍医部の編制に着手したのは明治四年三月であつて、最初の身分は「大学出仕 兵部省病院御用掛」⁽²⁶⁾（三月十五日付）であつた。鈴木要吾は松本の作業が次のように開始されたと叙述している。

良順は直ちに軍医部編制に着手した。編制に先立つて人材の登庸といふ事

が第一である。そこで大学東校に相談すると、これがいけない。佐藤尚中が不承知である。「松本は一旦野に下つた人間である、それに今東軍医部を組織するから、大学の教師を引抜いて行くでは承知が出来るものでない、大学東校は日本最高の医学部である、軍医部に下るやうな卑屈の真似をするやうな人達は辞職して後軍医部に行くがよろしい」といふので大学教師は自今決して軍医部に転任せぬといふ誓紙血判をしたといふのだから中々大学方面の反感を買つたものである。⁽²⁷⁾

この記事の虚実の程を証する資料がないのですべてを信ずることは出来ないが、少なくとも大学東校が軍医寮設置に関して人事面でかなり警戒していたことは知られよう。鈴木によれば、右に続いて松本が大学の幹部（大丞）達に面談を申し込んだところ、大学が慥もほろろに拒絶したため、松本は腹にすえかねて「よろしい、今後はお頼も致すまい、そう臍を曲げて出るなら松本にも覚悟がある云々」⁽²⁸⁾と高飛車に出た。そこで大学大丞岩佐純が松本と大学幹部との間をとりもつて両者の談合まで漕ぎつける運びとなる。

一日置いて良順は大学東校へ馬に乗つて出向ひて行つた。そこで重立つた者を一堂に集めて、良順一流の快弁を振ふたものである。

「拙者が軍医部組織に就て、大学部から人材を引抜くといふ事は諸君にとつて反対さるゝも決して無理であるとは申さぬ、諸君が大学を思ふ一念からであり、また、日本後進の人材を教へる重大な責任のある立場にあるのだから寧ろ反対さるゝが当然であるのだ、だが翻つて考へて見て貰ひ度い、軍医部編制は国家急を要する重大問題である事は諸君も御承知の事と存する、そこで、抑々国家が経費不足の時、尚多分の経費を投じて大学を経営し人材を養成するのは、開業医を造るといふ消極的の目的ではないのである、政府が莫大な費用を惜まぬのは国家重大な場合に任用する為めであるのだ、上は主上の

お役に仕へ奉るを始め、陸海軍、大学といふ風に聽て国家の為大に為す所ある人材養成であつて、単に大学の教師のみのを養成するのではない、その辺をよく考へられて、今少しく大局に目をそゝいで貰ひ度い」

こう出られては大学の方は尤もな理であるのだから反対のしやうがない、是で納得した。⁽²⁹⁾

鈴木 of 叙述は松本を中心としたものであるから、文中の大学東校側の態度については、本件に関する岩佐純、相良知安、佐藤尚中等の見解と照合すべきであらうが、これらは残されていない。本稿では鈴木の記事ところを引用して、三月以降における松本と東校の争いを理解する助けとしたい。ただし鈴木 of この部分の叙述には時期を明示する文言がほとんど見られず、右の一連の経緯がいつ始まり（東校への相談）、いつ収まった（東校の納得）のか明らかでない。あるいは終わりは六月の兵部省・大学東校間の条約（後述、資料【15】）締結前後のこととも推測される。

いずれにしても兵部省の松本良順起用は東校にとって大変衝撃的な事件だったはずである。わが国のオランダ医学受容の歴史においてポムペの伝習が有する意義やその伝習に際して松本が果たした役割については改めて記す必要もなからう。このポムペの伝習を契機として組織された長崎養生所、あるいは松本が本格的なオランダの医学教育方法を導入して、ほとんど初めて高度の医学教育機関に姿を変えていった江戸の医学所に学んだ者たちの多くが、維新後に、大学東校、長崎医学校、大坂府病院ほかで重要な位置を占めることとなったが、彼らは当然何らかの形で松本とつながりがあったのである。また佐藤尚中と

松本とは義理の兄弟(松本は佐藤泰然の次子、尚中は養嗣子)であり、ともに長崎養生所において「メース」と称され助教格に⁽³⁰⁾あつた。このように松本が幕末から明治初年において医学界に占めた位置は全く別格であるが、その医学は佐藤の学究的な性格に較べるとむしろ現実的要請に⁽³¹⁾応じることに重きを置いていたと言つてよい。加うるに松本は、慶応四(一八六八)年三月に医学所が海陸軍病院と改称された際、歩兵頭格海陸軍病院頭取に任ぜられており、またその前から医学所において軍陣医学の研究を開始させていたのであるから、松本にとって軍医寮は徳川政権下においては実現できなかったものを維新政府の下で改めて結実させることもなつた。したがつてその構想は軍医寮優位の形での軍医寮と東校の連携ということが予想されたのである。

明治四年四月の弁官宛の長文の大学建言は、その草稿が⁽³²⁾大学東校の野紙に記されて東京大学医学部に保存されていることから、東校が用意したものであることは明らかであるが、そこで大学東校は、医事の管理系統を大学東校の管轄下で一本化するべきことを主張し、分派各立が生ずることの弊害を強調した。

【9】大学建言^{弁官宛} 明治四年四月日欠 (傍点筆者)

医道ノ儀学制基本略定リ先ツ十年ヲ出ス西洋教師ヲ備スシテ独立スルノ目的アリ然レ其道総テ一轍ニ版セス分派各立スレハ其ノ弊害少カラズ終ニ大成スルヲ難カルヘシ今其ノ得失ノ概略ヲ挙ク

兵部ノ医員素リ当今必用ニシテ備スンハ非ス然ルニ一大隊ニ八員ヨリ六員ヲ下ル可ラス平和無事ト雖モ之ヲ備サレハ出兵ノ役アルニ当テ欠員ノ患アリ然レ其任ニ充ルモノ多クハ学校ニアリ悉ク之ヲ奉レハ生徒ヲ教導シ病者ヲ

治療スルノ人ナキニ至ル加之ラス其員ヲ備レハ平和ニ在テハ許多素養ノ人ヲ養ヒ其費モ亦容易ナラス故ニ医事ハ総テ一途ヨリ出テ東校へ御専任アラハ平和無事ノ間ハ兵員ニ⁽³³⁾応シ相当ノ医員ヲ配シ出兵ノ期ニ当テハ其隊ニ⁽³⁴⁾応シ医員ニ配当ス然レハ欠員ノ患無ル可シ予備ノ医員ハ常ニ学校病院ニ在リ生徒ヲ教授シ病者ヲ治療シ即チ成業ノ医員ヲ製スルノ基礎ヲ為ス出兵アルノ時ハ即チ⁽³⁵⁾挙テ其役ニ從事セシム若シ仕官ノ医其員ニ満ルニ足ラサレハ生徒成業ノ者ヲ撰ヒ臨時⁽³⁶⁾挙テ之ヲ用ニ然レハ平生冗官ヲ置スシテ其用足ル近來大阪兵部省病院和蘭教師ヲ備フト聞ク又別ニ学校ヲ開キ教官ヲ備ヘ生徒ヲ教導セハ又自ラ門派ヲ分チ当今漸定ル学制方向モ亦タ將ニ瓦解スヘシ寧ロ其人ヲ黜セ其費ヲ合シテ一ノ基本ヲ培養セハ其成功殆ト幾倍セン西洋ニテハ別ニ軍事医学学校設⁽³⁷⁾レ⁽³⁸⁾開化十分学備リ人足り而シテ各立ノ設アリ御国当今医学ノ大本サヘ未タ確立セス此時ニ於テ早既ニ別局ヲ開カハ何ノ日カ大躰基本確立ノ秋アランヤ因テ基本ヲ一ニシ学制ヲ定メ在官ノ医員ヲシテ彼是運用セハ為官為道両全ノ儀タルヘシ他日学備リ人足ノ秋ヲ待ツテ各立十全ヲ求メテ亦晚カラストス典医ハ日々数人宮中ニ宿直シ⁽³⁹⁾拝診ヲ以テ職トス抑御國 至尊ヨリ貴族ニ至ルマテ平素無事ト雖レ日々診察セシムハアラサルノ旧習尤モ無謂シ然レ浸潤ノ習一時ニ改換スルヲ難カラン然レ必竟一点ノ益無レハ 御不⁽⁴⁰⁾予在セラル、ノ時⁽⁴¹⁾拝診ヲ命セラレテ然ル可シ故ニ不時ノ備ヘ日々一員ノ宿直ヲ置レテ足レリ然レハ当今ノ如ク典医多員ヲ備ルハ殆ト戸位素養ニ属スヘシ且方今ノ典医ハ撰⁽⁴²⁾其処ヲ得ス玉石混スルヲ尤甚シ抑典医ノ撰ハ東校ノ博士老練ノ医員ヲシテ其任ニ当ルヲ然リトス且其員モ亦数人ニ過スノ足レリ尤 御不⁽⁴³⁾予在セラル、ノ時ハ博士其撰ニ当ル者共ニ⁽⁴⁴⁾拝診ヲ命セラレ商議ス可シ又判任官ニテ司業ノ医員ヲ置レ御業ヲ製シ日々宿直シテ兼テ諸官員宿直ノ急病ニ備フヘシ如此ナレハ事簡ニシテ基本一途ニ⁽⁴⁵⁾版シ撰⁽⁴⁶⁾其処ヲ得玉石混淆ノ弊無ク大躰確立シテ其大成期スヘキナリ尚往々府藩具共ニ制度一轍ニ⁽⁴⁷⁾版シ分派各立ノ弊ヲ除度其手段ハ御施行ノ日ニ⁽⁴⁸⁾当リ追々可申上候也

辛未四月

大 学

弁官御中⁽³³⁾

医事を大学の一途に帰すべしとする主張は三月の申立(資料【8】)

にも見られた。しかしながらその医事の内容はここに至って大幅に拡大され、兵部省関係の医員と宮中の典医、そして言うまでもなく既に大学の所管に属していた医学校、病院ほかの医員など、当時官立機関に属していた医員のすべてを包含することとなった。この時期の大学の医学関係職員録を見ると、⁽³⁴⁾「大学東校附病院」の部には、

兵部省病院掛(先述の大学奏任出仕松本良順)、売薬検査掛、種痘掛、南校医局掛、施療院掛、兵隊附属奥羽出張、東京府教育所医局掛、因獄司医局掛、徒場医局掛、海軍医局掛、清国使館附屬

などの職名の医員が、主務である教授掛、病院掛と同列に記載されており、これら機関の医員が大学東校からの出向で充たされていたことが解される。その他「大坂医学学校附病院」「兵庫県病院」「長崎県病院」「函館病院」も当時は大学の管轄であった。典医には佐藤尚中が大典医、林洞海が権大典医、緒方惟準が中典医などに任ぜられていたが、それらが典医に占める割合は限られていた。

松本良順の登場は事態を単なる兵部省と大学の間での人の移動を越えて、国内の医事全体をいづれが管理すべきかという衛生事務の掌管の問題にまで拡大させたと言って過言でない。わが国の衛生制度はこの時期にはまだそれほど形をなしておらず、その事務は大学が大学東校を擁していたことから大学の所管として始まった。明治五(一八七二)年二月に文部省に初めて医務担当の掛として医務課が置かれ、翌六年三月には医務局に昇格されたが、これらも実態は大学東校の後身

である東校・第一大学区医学校が実務を担当していた。文部省医務局が実際に医務を管理するようになるのは同年六月十三日に医務局が文部本省に移され、同日長與專齋が局長に就任して以後であって、この日をもって衛生事務は機構上は学校から自立し、それを管掌する行政機関が発足する運びとなったのである。⁽³⁵⁾しかしその衛生事務からは軍関係の医務は除外されていたのであり、そのように一般の医事と軍関係の医事の監督庁を分化させるきつかけとなったのが、兵部省と大学東校の間の争いであった。

大学から右の建言が提出された翌五月の九日、兵部省は松本良順の手になる極めて詳細な軍医寮設立構想を弁官に差し出した。その中には、医事の統轄に向けての東校の意識をさらに鮮明にし、東校はそれに対処するための理論武装を固めることとなるのである。

第三章 軍医寮設置と軍関係医務の分立

明治四(一八七一)年三月に軍医寮編制の検討に着手した松本良順は五月初めまでに構想を整理して兵部省に建議した。兵部省はこれを同月九日付で弁官に提出し、軍医寮設置の裁断が早々下されるよう上申ししたのである。

【10】兵部省上申弁官宛 明治四年五月九日(傍点筆者)

別帳松本良順軍医寮建設ノ見込ニ付爲御参考差出申候間宜御裁断早々御沙汰可被下候也

軍局ニ屬スル医官ハ士卒ノ性命ニ関スル職務ニシテ猶他ノ士官各其芸ヲ以テ勤務ト為スニ異ナルコトナシ只医官ハ争鬪ニ与ラス交戦時ト雖モ敵味方ノ別ナク偏ニ傷者ヲ救フヲ以テ専務ト為ス而已

一軍一隊ニ屬スル医員各國皆多少アルト雖モ凡二小队百人ニ医官一人アラハ足ルヘシ

一聯隊ニシテ医官ノ数大凡十五名其等級位階ハ猶他ノ士官ト異ニスヘカラス然レモ大平世中ハ軍中多医ヲ要セサルヲ以テ之ヲ病院医学校ニ分職セシメ予メ其各屬スル所ヲ定テ之ヲ平日ノ肩書トナスヘシ

第幾聯隊ノ第幾大隊中第幾小队ノ医官 何 誰
第幾聯隊ノ第幾大隊医監 何 誰
第幾聯隊大博士 何 誰

交戦騒劇ノ時ニ当テハ十五名ト雖モ足ラサルコトアリ是ハ戦地近傍ノ医者ヲ集メテ其不足ヲ補フヘキナリ

一軍医ノ職掌ハ士卒ノ病苦ヲ救ハ論ナク予メ能ク病原ヲ除キテ士卒ヲシテ疾病ナカラシムルヲ以テ専務トスヘシユヘニ撰兵ノ時ニ当テ兵卒ノ身軀ヲ檢督シ康壯強健ノ者ニアラサレハ卒タルヲ許サスコトニ衣食居所等ニ注意シ司宰スルノ權皆ナ医官ニ在ルヲ以テ病兵休止ノ時モ医官ノ証書ヲ得サレハ之ヲ許サス

一兵隊屯集ノ所ハ助教ノ内交番シテ其營中ニ起居シ日常急劇ノ患者ヲ療シ若シ其上尚治療ヲ要スル者ハ之ヲ其所屬ノ病院ニ送り病ニ從テ病院ニ寄宿セシム

一士卒ノ衣食撰生ニ注意苛モ康健ニ害アルコトハ之ヲ其長ニ告ケテ速ニ除キ去ルヲ主務トス交番ノ医ハ敢テ多キヲ要セス只専ラニスルヲ要スヘシ

軍局病院ノ事

病院ハ大ナルヘカラス大院病者多ケレハ空氣早ク變惡シテ病ノ快復ヲ妨ケ加之院大ナレハ民俗多人ヲ要スルヲ以テ事々雜擾縦ヒ法則ヲ蔽ニスルモ紛冗シテ無用ノ費ヲ多クシ藥石ノ配分病者ノ処置悉適當ヲ失スル事少カラス殊ニ当今未医芸十分ニ熟スルモノナキヲ以テ一医多病療スルコト殆難トスル所ナリ故

ニ病院ヲ設ルハ宜ク地ノ便ニ從ヒ小病院數個ヲ建立シ一院大凡病者百人ヲ入ルレハ已ニ十分トスヘシ○病院ハ一病人ノ居所生氣一坪ヲ要トス故ニ二階ニシテ百坪ナラサレハ足ラス外ニ有用ノ室左ノ如シ

- 第一 病室一室廿坪ナ
ルモノ四室
 - 第二 診療所一室六坪
 - 第三 当直医ノ室四坪
 - 第四 藥室調合製藥共
六坪二所
 - 第五 看病人居所二所
四坪
 - 第六 庖厨八坪
一所
 - 第七 調合人居所一所
四坪
 - 第八 厠五坪
十個
 - 第九 病内物置一所
四坪
 - 第十 応接所病人出入ノ時支度
病人出入ノ時支度
スル所四坪一所
 - 第十一 庖厨人居所一所
四坪
 - 第十二 院中諸員會食所一所
五坪
 - 第十三 玄關一所
四坪
 - 第十四 浴室一所
四坪
 - 第十五 通病者溜所一所
五坪
- 右ノ外屍室物置洗濯ハ院外ニアルヘシ
- 一入用ノ諸具 被衾 臥床 飲食器 蚊帳 卓机 灯燭 洗漱器 藥石 藥

箱函諸類 治療ノ器械 銅藥ノ器什 總テ苟モ完レハ造築共大凡金壹万兩ヲ要スヘキナリ

一此病院一所ニテ病者百人ヲ入レハ看病人 直医 俗吏 調合人 庖人 小介ニ至ルマテ縦ヒ減省スルモ三十名ニ下ルヘカラス人員ノ給料病者ノ賄料藥石其外ノ會計意外ニ出スヘシ然レモ之ヲ減スレハ士卒ノ身命ヲ如何セン又是ヲ備テ十分ナレハ当今ノ疲弊財常ニ足ルヘカラス

一當時海陸軍ト唱フルモ海軍ハ漸ク軍艦一エスカドル位ニテ其士卒モ又甚多カラス医モ亦三四十名ニテ足ルヘシ故ニ別ニ海軍病院医学家ナク只兵部省病院医学家ト唱ヘ兩軍統一シテ足ルヘシ

一病院ハ隨所便宜ニ心シ凡五六区ヲ造營シ一所ノ費大凡壹万兩ト定メ大博士ニ任スヘキ人ニ金壹万兩ヲ貸シ右病院ヲ營マシメ之ヲ各私有ノ院トナシ以後十年ノ内其月祿ヲ省テ之ヲ返シ納メシム士卒ノ病者一人入院ノ料一日幾許ト定メ月算シテ之ヲ病院ニ与フヘシ

一兵卒病アリテ入院スルモノハ院主ノ博士固ヨリ其職務ナルヲ以テ治療診察ノ料ヲ省キ藥種食物等ノ料ト病院入費ノ料トヲ算シ一口一人凡銀拾五匁位ニテ然ルヘシ不斷七十人ニシテ一日ノ料銀壹貫〇五匁金貳七兩 一月金五百貳拾五兩一年合計金六千三百兩也病者ナラシ十五日ニシテ治スレハ一年千六百八十人ヲ救フヘシ此間病院ノ食ヲ喫スルカ故官賜ノ食ヲ省除セハ千六百八十人ノ病者ヲ治シテ其貳三千金ニ出テス六所ノ病院合算スルモ其費未タ二万金ニ至ラスシテ一万金ノ病者ヲ救フヘシ

一病院間隙アラハ他ノ士民入院ヲ許スヘシ又市在病者此院ニ往來シテ治ヲ乞フ者療治スヘシ此ノ如クニシテ病院ノ會計ハ博士自分之ヲ給セハ別ニ俗事其他ノ冗物ヲ要スルコトナク只大小助教二三名ヲ附屬シ博士ヲ助ケ又其習業ノ為ナラシム十年ノ間月給中ヨリ病院造築ノ料ヲ返シ終ハ真ノ私院トナスヘシ蓋シ後世十年ヲ過レハ医芸ニ精キ者多ク続出シ時勢ノ開化モ亦大ニ進歩セハ其時ニ至テ海陸兩局ヲ分チ盛大ノ大病院ヲ立ルモ亦可ナリ今之病院返テ諸人ノ便ニ期シ大ニ裨益アラン事知ルヘシ

医学校ノ事

兵部省軍医寮設置と大学東校

医学校ノ官費ニ與ルハ海陸軍ノ医官ヲ教育スルカ為ナリ市在ノ医ハ各私塾ニ入テ自分之ヲ学ヒテ可然也然レトモ皇國未恰好ノ私塾先生ナルモノナキヲ以テ先官校ヲ以テ旁ヲ市在ノ医員ヲ教導セサルヘカラス軍局ノ医官平世ニ在テハ多人數ヲ要スルコトナキカ故ニ平時ハ兼テ学校教官トナシ用字可然トモ當今日本國中ヲ搜索スルモ苟モ医官ノ撰ニ応スヘキ者百人ニ過クヘカラス況ヤ博士以上ニ至テハ果シテ十指ヲ屈スルコトヲ得ス故ニ今西洋医人三名ヲ備ヒ教官ノ頭トナシ日々二人ツ、学校ニ出テ書ヲ講シ術ヲ伝ヘ看人ハ病院ニ來リテ活動実地ヲ以テ生徒ヲ教授ス其三人ノ教師各二区ノ病院ヲ預リ学校ト交々廻診スレハ六所ノ病院毎二日ニ教師ノ廻診ヲ得ルナリ病院ノ主博士ハ日々其患者ヲ診スルハ勿論交番シテ日々一人ツ、学校ト兵部省トニ出頭シ百事其職掌ヲ務ム助教ハ其人ヲ定メ其所長ニ從テ或ハ病院ニ附屬シ或ハ陣營ニ當直シ余ハ皆学校ニ出仕シテ後進ヲ教授ス只大博士学校兵部省ニ在テ一切諸務ニ關係セ

ルカ故ニ宜ク權大丞ヲ兼任スヘシ

一医学寮ハ敢テ新ニ造建スルニ及ハス諸疾ノ旧邸便宜ナルヲ撰テ学校トナスヘシ且必大ナルニ宜シカラス

○諸生寮ハ官費ヲ要スヘカラス其學習ハ元ヨリ学校ノ与カル所ナルモ其身上ニ至テ紹介人ノ知ル所ナルヲ以テ学校ノ關係ハ只學業ノ不可ノミ若シ懶惰不法ノ所為ナラハ嚴ニ其紹介ニ告ケテ是ヲ処セシムルノミ故ニ諸生徒ノ居所ハ各其便ニ從テ学校近傍ニ寄遇シ教授會読ノ時限ヲ以テ往來シ教ヲ受クヘシ右ノ如クナラハ決シテ大廈ヲ要セズ家室大ナレハ無用ノ弊費必ス多ク徒ラニ驗雜スルノミ之ヲ盛ナリトナスヘカラス只勉強上達ノ生徒多キヲ以テ目的トナスヘキノミ大学東校從來ノ目的善ナラサルニ非スト雖モ其法制拙ナルヲ以テ冗官冗吏無用ノ煩務ニ勞シ医員ノ官祿ヲ喰ム者又日々校中ニ往來シテ談笑月日ヲ消スルノミ而シテ市井ハ却テ医者ニ乏シク今軍医ヲ撰舉スルモ東校中ニ執ラサレハ可用ノ医者ナシ而シテ東校病院ノ官費ハ給祿ヲ除クノ他一年蓋五六万金ニ下ルヘカラス而テ毫モ實地上ノ功アルコトナシ然レモ今劇ニ其法ヲ變シ冗吏ヲ省キ惰生ヲ鞭撻セハ必沸擾シテ勃々怨望ヲ生スルノミ勞苦シテ成功ヲ期スヘカラス故ニ願クハ大学校ノ例ニ倣ヒ一時東校病院ヲ廢止シ玉石ヲ扱ハス悉ク放擲シ然後更ニ秀ヲ拔キ玉ヲ拾ヒ新

醫學校ノ官費ニ與ルハ海陸軍ノ医官ヲ教育スルカ為ナリ市在ノ医ハ各私塾ニ入テ自分之ヲ学ヒテ可然也然レトモ皇國未恰好ノ私塾先生ナルモノナキヲ以テ先官校ヲ以テ旁ヲ市在ノ医員ヲ教導セサルヘカラス軍局ノ医官平世ニ在テハ多人數ヲ要スルコトナキカ故ニ平時ハ兼テ学校教官トナシ用字可然トモ當今日本國中ヲ搜索スルモ苟モ医官ノ撰ニ応スヘキ者百人ニ過クヘカラス況ヤ博士以上ニ至テハ果シテ十指ヲ屈スルコトヲ得ス故ニ今西洋医人三名ヲ備ヒ教官ノ頭トナシ日々二人ツ、学校ニ出テ書ヲ講シ術ヲ伝ヘ看人ハ病院ニ來リテ活動実地ヲ以テ生徒ヲ教授ス其三人ノ教師各二区ノ病院ヲ預リ学校ト交々廻診スレハ六所ノ病院毎二日ニ教師ノ廻診ヲ得ルナリ病院ノ主博士ハ日々其患者ヲ診スルハ勿論交番シテ日々一人ツ、学校ト兵部省トニ出頭シ百事其職掌ヲ務ム助教ハ其人ヲ定メ其所長ニ從テ或ハ病院ニ附屬シ或ハ陣營ニ當直シ余ハ皆学校ニ出仕シテ後進ヲ教授ス只大博士学校兵部省ニ在テ一切諸務ニ關係セ

ニ法律ヲ設ケ、敵ニ保持セハ、彼我穩定必然大裨益ヲ得ヘシ
未五月底午
松本良順

大病院一所ト分院数所トノ利害比較

○大院ハ日用ノ費多ク物事紛雜シテ冗吏数多ヲ要シ則律保持シ難ク惡弊生シ
易シ醫員教官多クシテ全權ノ人ヲ得カタク生徒擾亂シ教流多岐ニ出テ方向
ヲ失スル者多加之部下良医ニ乏シク医員空シク一所輻湊スルヲ以テ病者遠
近其便宜ヲ失ヒ良民非命ニ斃ル者多ク政府ノ尤モ失徳ナルヘシ
○分院ハ事小ニシテ其院主ノ全權ニ係ルカ故ニ百事整頓善惡皆期スル所ヲ得病
人生徒モ其信スル所ニ適シテ是ニ從フヲ以テ教導專ラニシ法則モ亦保持シ
易ク近傍ノ病者急ヲ訴ヘ救ヲ乞フ便アリ

但シ毎院會計ヲ以テ院主ノ私有トナスハ諸吏其他ノ人員驅使用捨シ易ク多少ノ官俸
ヲ省キ冗人雜擾ノ患ナク事簡ニシテ実績多ク加之方今國事多端苟モ官費ヲ省キ無用ノ
贅害ヲカラント欲スレハナリ若シ用ヲ撰シ費ヲ制スルハ
會計ノ主ル所私要事費ヲ惜マストナラハ敢テスルニ非ス
大病院大学校ヲ造營シ病者五百人生徒五百人ヲ要セントセハ造築ノ料必十萬金ニ近
シ浪花城中ノ新病院病者二百五十人ヲ入ルヘクシテ造築四萬金ヲ費スヲ以テ知ルヘ
シ況成立后ノ日用諸員ノ月給ヲ算セハ一年ノ算幾許ナルヲ知ラズ○分院ハ初メニ只
六萬金ヲ貸スノミニシテ一年ノ費貳萬金ニ足ラス病者返テ不斷六百人ヲ入ルヘシ他
ニ学校ノ費アルモ蓋
シ萬金ニ出サルヘシ

英國陸軍海軍医官等級歳給比例

武官	医官	歳給日給
總督 マイヨル ゼネラル	医院大監 三年以上	一年 八百二十一ポンド 一日 二ポンド五シルリク 我五兩許 シルリクハ 三朱ニ当ル
大隊長 ブリガデー ゼネラル	医院大監 三年以下	同 六百二十ポンド十シルリク 一ポンド十四シルリク
コロネル	少監 五年以上	同 五百四十七ポンド十シルリク 一ポンド十シルリク

リーテナントコロネル	少監 五年以下	同 五百一十ポンド 一ポンド八シルリク
リウテナントコロネル	外科長	同 四百五十六ポンド五シルリク 一ポンド五シルリク
メジヨル	一等外科	一年 三百二十八ポンド十シルリク 一日 十八シルリク
ケピティーン	二等外科	同 二百三十七ポンド五シルリク 同 十三シルリク
リウテナント	三等外科	同 二百九ポンド七シルリク 同 十一シルリク

- 重墨利加医官月給
- 外科大監 二百九十九弗
 - 同 少監 二百一十一弗
 - 内科大監 二百一十一弗
 - 同 少監 百八十七弗
 - 一等外科 百九十九弗
 - 同 二等外科十年 百六十三弗
 - 同 二等外科動仕 百六十五弗
 - 二等外科五年 百二十九弗
 - 同 二等外科動仕 百一十二弗
 - 同 軍艦外科長官 三千三百弗
 - 同 海軍外科初五年 二千二百弗
 - 同 次五年 二千四百弗
 - 同 次五年 二千六百弗

同	次五年	一千八百弗
同	二十年以上	三千弗
海軍外ノ職務		二千弗ヨリ二千八百弗迄
隠居料		千百弗
同		千弗 ⁽³⁶⁾

松本の建議は軍医の配置や病院など軍医寮の部内に関する部分、医学校に関する部分、それに参考資料から成っている。その中で本稿にとって重要なのは医学校の部分である。

初めに官立医学校の目的が海陸軍の医官の養成にあることを掲げた後、市在の医の再教育を含めて医師の養成は軍局の医官が平時において当たるべきこととした。そして医官として撰任できる医師が極めて少ない現状に照らし、外人教師を医学校に招備して教官の頭とし、講義や臨床教授に従事させること、病院の博士は交代で学校や兵部省にも出頭し、また助教は病院担当、陣営担当、学校担当に分けること等とした。後半は大学東校の批判と改組案になっているが、それは軍医として撰挙できる医者が大学東校の外にいないという現実や、大学東校を改組することによって得られる彼（大学東校）我（軍医寮）の裨益の見通しに立ったものであって、決して大学東校の否定を目的とするものではなかった。

松本の大学東校に対する不満は極めて痛切であったことが文面から解される。東校の実態がここに指摘されたとおりであったとは考えられないが、ミュレルとホフマンが来着する数カ月前の大学東校は校内が最も危機的な状況を迎えた時期であったから、松本でなくともそ

の状態を不満としていたであろう。いわんや学理の究明よりも究明された学理を基礎とする医療や保健管理に重きを置いて、医学校に対してそれを実施する医師の養成を求め、特に官費によって設立維持される医学校に対しては、官が必要とする医官（その当面の最大の需要先を海陸軍とする）の養成を第一に要請した松本であれば、当時の大学東校の様子にこの上ないもどかしさを感じていたであろうことは想像に難くないのである。

兵部省が右の上申を提出した翌五月十日、弁官はこれを大学に提示して至急それに対する見解を述べるよう求めた。

【11】大学校へ達弁官
明治四年五月十日

兵部省ヨリ別紙ノ通申立候間至急見込御申出有之度即同省申立ノ書面相添此致申入候也

追テ一覽相済候ハ、書面返却可有之候也⁽³⁸⁾

これに対して大学は二日後の十二日に左の上申書を提出して、四月の大学建言（資料【9】）が容れられるよう朝裁を乞うた。

【12】大学上申弁官宛
明治四年五月十二日

軍医寮設立ノ儀ニ付松本良順建白書ノ趣御下問ニ相成則再四熟覽仕候外官費ヲ以テ建ル医学校ハ全ク海陸軍ノ医官ヲ教育スル為メナルカ故ニ当今東校ハ廃止ノ軍医寮ヲ建ツ可シト是英亜ノ政躰ニ擬スルノ論也然レ各國必ス然ルニ非ス独仏蘭等ニ於テハ諸科学学校皆官費ヲ以テ之ヲ建ツ殊ニ晩近ハ軍事医学ト雖レ別ニ異ルヲナキヲ以テ軍医学校ヲ廢スルノ論行ル仏ノ大國タルモ真ノ軍医学校ハ僅ニ一ヶ所ノミ外ニ一ヶ所アルモ大学校中一小局ヲ附シ軍事ノ則

ヲ習ニハ仏ノ全盛ナルモ如此シ況ヤ御国未タ草創ノ間何ゾ別ニ之ヲ設ルニ足ンヤ若シ英亞ノ法ニ倣ヒ諸科学校ハ市費ヲ以テ建ルカ故ニ東校ハ官費ヲ要スル者ニ非ス廃止ス可ト云ハ当今ノ大学及ヒ南校モ官費ヲ以テ建ヘキ者ニ非ス共ニ都テ廃止スヘシ何ゾ東校ノミヲ廢スルノ理アラシヤ假令英亞ノ法ニ因ルモ当今御一新ノ際未タ地方市費ヲ以テ諸科学校ヲ建ルノ秋ニ至ラス若シ英亞ニ擬スルノ説ヲ主張セハ已ヲ得ス諸學当分廃止セシムルハ非サルヘシ御國ノ形勢ヲ弁セサルヲ甚タシト謂フヘシ故ニ當時官費ヲ以テ建置レシムルハ非ス又タ良順建白スルカ如ク医事ヲ一途ニ婦シ悉ク兵部ニ於テ之ヲ總括セハ天下蒼生ノ疾苦ハ兵部之ヲ救テ億兆ノ父母タル政府兼テ問ハサルノ姿ニ似タリ豈軍医学寮ヲ以テ天下ノ医事ヲ總管スルノ謂レ有ンヤ故ニ往日建言スル如ク当今學備ラス人足ラサルヲ以テ万端ノ医事ハ一途ニ屬シ彼是運用シ追々開成ノ度ニ從ヒ全備ヲ求ムルヲ当然ノ儀タルヘシ然レ兵部中ノ医局ヲ以テ天下ノ医事ヲ統括スルノ謂レナシ政府ノ医局ヲ以テ兵部ノ医局モ當時之ヲ管スルト為ハ何ゾ不駄裁ト云フ可ンヤ右東校見込如此シ深ク奉仰朝裁候也

建白書中ノ簡条利害得失少カラス仔細御下問ニ例ハ逐条付紙ヲ以テ見込可申上候也⁽³⁹⁾

文末に「右東校見込」と記されていることからこれが大学東校の起草になるものであることは明らかであろうが、大学東校の反駁は当然松本の建議中の東校の廃止ならびに軍医寮による医事の總管ということに向けられた。それらの論旨を繰返す必要はないと思われるので、ここではそれぞれについて注目すべき点をあげておきたい。

まず前者については、(一)松本は決して大学東校を全廃して軍医寮を設立することを目論ではないなかったのに、大学東校がそのように受取って論陣を西欧の例に広げたこと、(二)その際問題を医学校に限定せず、「諸科学校」(諸科専門の高等教育機関をさすと思われる)の一つとして医学校をとらえ、諸科学校の趨勢の中で問題を考えようとし

たこと、などである。後者については、大学東校の主張が、医事全体の統轄機関が兵部中の医局である謂われはなく、また政府の医局(東校の目指すもの)が兵部の医局を管理することは不体裁ではない、という程度で決して強固なものではなかったことを記しておこう。

大学東校は右上申の後、その末尾に付記したように、松本の建議の各簡条について利害得失を検討し、弁官からの下問に備えたようである。それを成文化したものの記録は左のように断片的にししか残されていないが、これによって大学東校がいかに事態を深刻にとらえて松本に対抗しようとしたか解されるのである。

【13】(病院関係)

第五条

病院大ナレハ空気が不潔トナリ病ノ快復ヲ妨ルト是レ屢屢洪大ニシテ建築其宜ヲ得ザルノ説ナリ豈建築法ニ隨ヒ其宜ヲ得レハ何ゾ害アルノ理アラシヤ現今西洋各国ノ病院大ナルモノハ千人ヲ容ル何ノ弊害アルヲ聞ス院小ナルモノ其法宜ヲ得サレハ弊害必ス生セン何ゾ大小ヲ以テ論セン且当今成達ノ医員少キヲ以テ各所ニ分散スト是レ不当ノ説ニシテ云可シ抑医員少ケレハ却テ一所ニ其重患ヲ集メ之ヲ治セサレハ必ス其処置十分ナル可ラス実ニ現今各所ニ分タント欲ルモ難カル可シ又タ建築器械人員等各処ニ分テハ其費用モ倍加スルヲ当然ノ理タル可シ其費減スルト云ハ甚タ不明ト云フ可シ故ニ毎屯所病院分局ヲ置キ其ノ重キモノハ病院ニ送り治療ヲ施バ事簡ニシテ實事即今施行容易ナリ

第十一条

大博士六人ヲ撰ヒ一人ニ付一萬金宛拜借シ十ヶ年間ニ官禄ヲ以テ返納シ終ニ私有ト為スト云々抑病院ノ會計ハ藥品食物等ヲ精選シ看病人ニ至ルマテ其雜費ヲ算スルニ医官ノ俸給ヲ除ノ外病者一人ニ付一日ノ費原価凡三拾五匁ヲ下ル可ラス然レニ院主大博士官禄アリト雖ヒ一ヶ月九十金宛返納スル時ハ病院

會計ノ利分ヲ以テ家計ヲ為サ、ルヲ得ス然ハ原価ノ外利ヲ得スハ保持スル
ヲ能サルヲ以テ病人一人ニ付一日三分ヨリ一兩ヲ収メサレハ會計立サルヘシ
然ルニ一日拾五匁ヲ以テ算ヲ立ツルハ何レノ法ニ因ルヤ疑ヘシ藥品精ナラス
食物良ナラサル等ニ非レハ決テ能サルヘシ果シテ如クナラハ院主ノ大博士
自ラ費ヲ給セシムハ非ス如何ノ之ヲ給スルヤ假令全官俸ヲ給スルモ足サル可
シ況ヤ月々官俸ヲ賦納セハ自家ノ家計サヘ足ル可ラス若シ如此ナレハ大博士
ニ昇ルモ苦勞尤多ク却テ家計ニ苦ミ後世何人カ刻苦ノ大博士ニ昇ルヲ欲セン
ヤ假令十年ノ後病院ヲ私有ト為スト雖モ人生無限モノニ非ス如此大廈ヲ私有
トナシテ何ノ益カアル其目的詳ナラス且大博士六人ヲ奉レハ官俸二千石余ヲ
賜スハ非ス且ツ病者ハ一人ニ付一日一兩ノ費ヲ出シ又大博士ハ六萬金ヲ
貸渡ス等彼是參考スレハ書中所言ノ如ク決シテ益アル可ラス且ツ當今大博士六
人ヲ撰ント欲ルモ其人ナシ其説行フヲ能サレハ採ニ足サル可シ尙論スルヲア
リト雖モ冗長ナルヲ以テ之ヲ略ス

【14】(医学校關係) (傍点筆者)

医学校之事

第一条

官費ヲ以テ建ル医学校ハ海陸軍ノ医員ノミヲ教育スル為メナリト云々則本書
中既ニ見込建言スルヲ以テ之ヲ略ス

第二条

医学校ハ新ニ建築スルニ及ハス且大ナルニ宜シカラズト元來医学ハ病院ヲ以
テ主トスルノ所見ヨリ出ツ是レ十年前ノ医学ニシテ今日ノ医学ハ尚一步ヲ進ル
ヲ以テ壳棄尼ヲ製スルヲノミヲ勉メス真ノ医学ヲ以テ生徒ヲ教育センヲ欲
ス故ニ其見少ク異ル可シ然ト雖モ徒ラニ造築ノミ洪大ナルヲ欲スルニ非ス尚
ホ御国力ヲ斟酌シ只管生徒學習ヲ為シ得ルヲ以テ足レリトス

書生寮ハ官費ヲ要セズト云々是レ理論ニシテ決シテ能サルノ事ナリ抑生徒ヲ御ス
ルニ十中七八ハ法ヲ以テ処セザレハ正路進歩ヲ誤サルヲ能ス生徒ノ病ハ遊蕩
ニ在リ之ヲ放テ自在ナラシムレバ才志アル者モ終ニ中途ニ斃ル、モノ甚タ
多シ故ニ教授ノ道ハ預メ疾病ヲ未幾ニ防クノ策肝要タルベシ顯然内外生徒ヲ

兵部省軍医寮設置と大学東校

実験スルニ内舎生ニ非レバ成達卒業ニ至ル者甚タ少シ以知ルヘシ

第三条

已ニ東校御創立已來不幸ニ屢教師ノ約ヲ違ヒ唯教官ノ戮力而已ヲ以テ之ヲ
教導スルモ生徒ノ學術大ニ進ミ既今日ニ至リテハ往昔ノ先生大家ト唱ルモノ
其名ハ尊ト雖モ其実ニ至リテハ面ヲ掩サルヲ得ス然ルニ東校御設已來寸効ナ
シト云ハ讒説妄言甚ト云フ可シ是レ全ク四五十年前ノ持論ニシテ今日進歩ノ実ヲ
知ラス所謂東方日出猶焚油ノ所見ト云フ可シ

右件々大概ヲ弁駁ス其小節目ニ至テハ尚尺サル処アリ

兵部省ノ建白ニ医官多クハ從軍ヲ嫌フト書セリ是昔日ノ論ニシテ當今ノ論ニ
アラス當今海内ノ士民拳テ海外諸國ニ卓立セントスル時ニ當リテ誰カ如此鄙
見ヲ立シヤ一朝國家ニ有事ハ衆ニ先シテ以テ軍ニ從ヒ陣ニ赴シ事固ヨリ期
スル所ナリ況ヤ平時軍病院ニ奉職スルヲ商賈士民ヲ療スルト干城ノ兵士ヲ
療スルト何レカ甲乙アラシヤ

* 以下の訂正前の文

得意不得意ナル言ヲ待スシテ明ナリ過日佐々木少助教喜テ既ニ奥羽ニ
在陣セシモ此ノ故ナリ兵部所述ノ者ハ何ヲカサセルヤ

ここでは「医学校之事」第二条に記された「今日ノ医学ハ……真ノ
医学ヲ以テ生徒ヲ教育センヲ欲ス」の部分に特に注目しておきた
い。これまで兵部省と大学東校の間の論争においては、「医学」その
ものの性格が論じられることはなかったのであるが、ここに至って大
学東校は松本の有する医学教育観を十年前のものと同極め付け、今日の
医学（即ち大学東校の医学教育と言つて良い）を、「真ノ医学」によ
つて生徒を教育することと性格付けたのである。大学東校にはそれま
で医とは何かを記したものはあつても、自校の教育の立脚点について
の自覚を示すものはなかった。その意味において、右の主張は仮に弁
官に上申する機会は無かつたにせよ、画期的なものであつたと言つて

良いであろう。そして大学東校はミユルルらの着任後、確かにその方針にそつて教育を展開するのである。

松本良順の建議はこのように大学東校に対して強い衝撃を与え、その結果議論が密になるとともに問題の全体が整理された。五月十二日の大学の上申後に弁官・兵部省・大学東校の間でどのような調整が行なわれたかは遺憾ながら不明であるが、いづれにせよ結果的には、六月に入つて、兵部省と大学東校の間で左の条約が交される運びとなつた。

【15】軍医寮設置にともなう兵部省と大学東校の条約書 明治四年六月

今般海陸軍医之制度御定ニ相成軍医寮御設ニ相成候ニ付大

学東校ト条約ヲ定ル事左ノ如シ

一 於東校尋常医学教授一通り相濟候者兵部ニ指出候得者尚兵部病院ニ於テ実地上之經驗可致從軍之医学ハ於軍医寮教導致シ尋常医学ハ更ニ關係無之候事

一 軍医寮入用之医員ハ軍医頭ト東校大丞ト申談無指問様可差出候事

一 軍医寮并病院之規程總テ海陸軍医ニ属スル科目ハ於東校更ニ關係無之事

一 軍医寮勤仕之医員東校ヨリ指出候上ハ悉皆身上之事黜陟賞罰給祿等軍医頭ト軍事宰相ト商議シ其指揮ヲ以施行シ於東校ハ少シモ關係無之事

但初テ登庸之節其人学業之差等ハ東校大丞ニ商議シ官之等級ヲ可相定事
辛未六月

兵部省⁽⁴³⁾

右条約書を見るならば、大学東校は尋常医学の機関、軍医寮は從軍之医学の機関であつて、それぞれに属する医員の管理系統は全く別個である、また大学東校は軍医寮からの医員の要求に対しては差支えなく応ずるべきであるという両者の關係が調定されたことが理解され

る。尋常医学の枠の中に軍關係を除く全ての医事が包含されると見做して良いから、この条約の締結によつて生まれたものは、軍關係の医事の分立ということと、軍医となる人材の供給を保障する制度であつた。

こうして軍關係の医務の管轄権は軍医頭や兵部卿に属することが明文化されて、兵部省と大学東校の間の論争は終結したのである。明治四年七月五日付で兵部省と大学に左のように達があり、ここに軍医寮設置を見るに至つた。

【16】兵部省ニ軍医寮ヲ置ク 四年七月五日

兵部省へ達^{兵部} 四年七月五日

其省中軍医寮被置候事

布告

今般兵部省中軍医寮被置候事

大学へ達弁官

兵部省中へ軍医寮ヲ被置別紙ノ通同省へ御達相成候間為御心得差廻候也⁽⁴⁴⁾

松本良順が八月三日に軍医頭に任ぜられたほか、大学からは緒方惟準、石黒忠應、田代基徳、足立寛、永松東海、土岐頼徳、橋本綱常、名倉知文、三浦煥、横井信之、小佐内健家などが軍医寮に移された。⁽⁴⁵⁾ これら大学からの移籍組がかつて長崎の養生所や江戸の医学所において松本の指導を受けた者であつたことはいふまでもない。

第四章 結 語

日本は明治維新後に急速に近代的な国家体制を準備した。日本全体

を対象とする行政機構が整備され、各行政機関が管轄すべき事務の分担が決められて、明治前半期に日本政府の基本的な枠組は殆ど形成された。この基本的な枠組は現在にまでなんらかの形で残存し、各省庁、局課間の事務分掌のもととなっているのであるが、それではその枠組はいかなる現実的な必要性との関連において、またあるいはいかなる構想や原理を基礎にして造られたのであろうか。本稿はこのような問題を説明する一つの方法として衛生事務を取り上げ、その管轄庁がどのような過程を経て形成されたかを見ようとしたのである。

わが国の衛生行政制度の歴史において見逃してならないのは、その整備が開始された際には既に軍関係の医事は分立して一般的な衛生事務の枠外にあったことである。この分化のきっかけとなったのが明治三、四年における兵部省の軍医寮設置の動きであって、軍関係の医務は軍医寮の開設にもなつて軍医頭の管轄となった。したがつてわが国の衛生事務の管轄庁はこの時二つに分れたのである。

本稿に引用した軍医寮の設置経過を示す公文資料によつて、設置を指す兵部省と設置にともなう権限の縮小を危惧する大学とがそれぞれいかなる構想や原理を示したかが解される。即ちその経過の中で、兵部省が現実的な必要から軍医寮を着想し、これが時期的にわが国の近代的な兵制編成と重なつて松本良順の軍医寮構想となつたのに対し、大学には衛生制度の編成に関わるような積極的、具体的な構想は見られなかった。大学の主張は現実には医師が少ないから兵部省に医員を常備すると一般の教育や医療に支障を来すし、平時には無駄が多い。将来医学の学制が整備され、人が足りるようになってから分派

しても遅くはないであろう、というもので、大学は何故に、大学が統轄すべきかの理由は遂に提示しなかつたのである。大学の衛生事務は大学東校を擁していたことによつて成り立っていたのであつて、大学東校から衛生事務が離れた時、即ち明治六年六月に文部省内で医務局が事務を取り始めた時、初めて大学（文部省）が医務を直轄し、わが国の衛生制度構想を翌七年八月に医制として達示することとなるのである。わが国の衛生行政制度の整備は医務局の設置とともに具体化し、その正史が始まるのであるが、医務局や医学校を含む医学、医療関係の制度全体が医制においてはじめて構造化されたのであつた。⁴⁶そして軍関係の医事が医務局の管轄外にあることが、医制において追認の形で明示されたのである。

以上の経過から衛生事務の管轄庁の成立過程について次のように結論したい。即ち明治三年ごろまで、実態として衛生事務を掌握していた大学東校や大学には、その執務の基礎となる衛生制度の構想に類するものは存在しなかつた。然るに同年に始まる兵部省の軍医寮設置運動は、折しも着手された陸軍編制の構想や松本良順の軍医寮構想に裏打ちされて、結果的には一応所期の目的に達した。ここに軍関係の医事は監督者が軍医頭となり、一般の医事から分立したのである。大学と大学東校は兵部省の動きに対抗するなかで初めて国全体の衛生制度ということに想を致すこととなつたが、両者の間で衛生事務と医学教育が分離するには明治六年をまたねばならず、さらに衛生制度の構想は翌七年になって医制としてようやくまとめられたのであつた。

医制においては衛生事務と医学教育とが文部省の統轄下で構造的な

連関をもって位置づけられた。しかしながら明治八年五月の改正は医制から医学教育関係の条項をすべて削除し、翌六月に医務局が文部省から内務省に移されると、ここに行政事務としての衛生事務は、管轄庁、法令の両面において、文部省から分立したのであった。

このように衛生制度に関する構想は明治初年において実態を追求する形で整形されていった。しかも一旦出来あがった制度構想は、見方によっては極めて可能性に満ちたものであったに拘らず、いとも簡単に改められて、純然たる医務に関するものとなった。そこには構想を具体化するための意欲は特に認められず、また既存の構想を尊重する態度も見られないのであって、当時の関係者が懐いていた制度観や構想意識の稀薄さ、便宜的な姿勢が窺われるのである。

以上は明治四年に始まる大学と兵部省の間での衛生事務の分轄を衛生行政制度史の観点から見た結論であるが、この事件は医学教育の歴史の観点からも注目すべきものと思われる。明治初年において大学東校が教育、行政の両機関としての機能を果たしていたこと、そしてそこから行政機能が分化したことなどは、近代の専門教育機関や教育行政制度の成立過程を考察する上で重要な示唆を与えるものであるが、これらのことについては別の機会に譲り、ここでは次の二点を挙げておきたい。第一に大学東校が松本良順の建議に触発されて、自校を「真ノ医学ヲ以テ生徒ヲ教育」(資料【14】)する機関と位置付け、実践的な意味に偏しなかったことである。文面には今日の医学は十年前とは違うということしか記されておらず、関係者の医学観がそこに落着いた過程や理由は不明であるが、この自覚は、種痘機関に始まり、

緒方、松本らの改革で教育機関としての体制を整えたと言っても遂に幕末にはそこに徹底し得なかった医学所—大学東校がようやく到達した、画期的なことであった。大学東校はこのような学術的意識、教育機関としての自負を懐いてドイツ人教師たちの来着を待ち侘びていたのであって、ここにドイツ医学を摂取するための態勢が大学東校という機関についての意識にまで及んでいたことを看取できるのである。

第二に軍医寮設置を主導した松本良順、大学東校の首脳部を構成した岩佐純、相良知安、佐藤尚中等、および衛生制度創定の主導者であり東京医学校長であった長興専齋、東京大学医学部の首脳部を構成した池田謙齋、石黒忠恵などがすべて長崎あるいは江戸において同僚や師弟の関係で結びつき、これらあるいはその弟子たちを含むいわば同門の者たちが、明治初年から十年代まで医育機関、衛生行政機関、軍医部等を指導していたことである。勿論彼らには更に順天堂や適塾を代表とする私塾でのつながりもあったのであるが、これらの結びつきは西洋医家たちが新政府の下で勢力を伸張する実態を分析する際に無視できない。幕末期に漢方医学に代って医学の主流となった西洋医学の荷い手たちは、まず直接中央政府の關係機関を席捲し、それから地方や民間の医療機関等に勢力を波及させて行ったのであるが、そのように医学ならびに医師の転換は革命的に遂行されたのであった。軍医頭に松本以外の者が着任し、松本が自己の私立病院で医療と教育に従事していたならば、事態の展開はかなり異なるものとなったことも推測できるのであって、軍医寮が幕末における西洋医学の指導者の第一人者を起用したことの意味は極めて大きかったのである。いわんや松

本が維新後の医学所—大学東校を主宰していたならば、総てが別の方向へ進んでいたであろうと思われて興味深い。

最後に軍医寮設置後の陸軍軍医と大学東校ならびにその後身校との関係を記しておこう。明治四年六月の条約(資料【15】)の後、大学東校から医員については十名以上のものが軍医寮に転じたが、生徒には卒業に到ったものが居なかつたため陸軍との関係は無かつたようである。軍医寮は翌五年二月に陸軍省、海軍省が置かれると陸軍省の所管となり、同年三月に軍医寮学舎を設けた。これは翌六年三月に軍医学校と改称し、軍医の養成を目的としたが、いかなる理由によるものかその教育内容は普通医学を中心として軍陣医学の特色に乏しかつたため、軍医の養成を文部省医学校の生徒中の志願者から選抜して、これを軍医生徒と称し、同校に依託する方針に改めた。ここに軍医学校は在校生の卒業をまつて廢することとなるともに、明治九年三月以降、東京医学校で給費生たる軍医生徒を招募した。この第一回陸軍軍医生徒が東京大学医学部を卒業して陸軍に入ったのは明治十四年七月である。このような軍医生徒の依託に少し遅れて、明治十年代の前半に、明治四年に大学を去つて軍医寮の教官となつた緒方惟準、橋本綱常、足立寛、永松東海ほかが東京大学医学部の教授を兼任することとなつた。また石黒忠愷は陸軍一等軍医正、陸軍軍医監のまま東京大学医学部総理心得等を明治十二年三月から十九年一月まで嘱任され、池田謙齋は陸軍軍医監のまま東京医学校長、東京大学医学部総理等を明治十年一月から十九年一月まで嘱任されるなど、明治十年代には東京大学医学部と陸軍軍医部とは一時異様なまでの人事の交流を回復した

のである。これがいかなる原因によるものかを詳かにし得ないのは残念であるが、これと並んで長與專齋が文部省医務局長、内務省衛生局長等のまま東京医学校長、東京大学医学部総理心得等を明治七年十月から十二年三月まで嘱任されていたことが意味することについてもなお充分に検討する必要があると思われる。これらについては他日を期したい。

注

- (1) 『明治戊辰ヨリ 学校履歴 第壹大学区医学校』 東京大学医学部医学図書館内医学史料展示室蔵(大久保利謙編『明治初年医史料』中に覆刻『中外医事新報』別刷 昭和十八年)
- (2) 前掲覆刻版四頁。原文句読点なし。本稿は覆刻版による。
- (3) 医制第四条「全国内ニ衛生局七所ヲ設ケ大中小ノ衛生ヲ置キ文部省ノ旨趣ヲ奉シテ地方官ト協議シ其区中一切ノ医務ヲ管理セシム 但シ海陸軍陣病院ノ事務ハ此限ニ非ス」(公文録)文部省之部 明治七年三月)
- (4) 文部省医務局が省内で事務を行うようになったのは明治六年六月であり、この時に医務が第一大学区医学校(大学東校の後身)から独立して衛生行政と医育の分離が成つた(『法規分類大全 第一編』官職門十四 官制 文部省 八四頁)。
- (5) 「太政類典 第一編」 兵制 陸海軍官制 「陸軍所及軍事病院ヲ大坂ニ置ケ」
- (6) 大村益次郎。明治二年七月八日から同年九月四日まで兵部大輔。文中の軍事病院に関する上申については不詳。
- (7) 緒方惟準。明治二年二月十七日、東京の医学校兼病院取締を辞し、大坂病院院長に就任。
- (8) 「太政類典 第一編」 外国交際 外人雇入 「大坂軍事病院へ蘭人ボードインヲ雇入レ緒方中典医ヲ該院ニ兼勤セシム」
- (9) 同前。本文と同文のものが兵制(陸海軍官制)に明治四年正月八日

付で収録されているがこれは三年の誤まり。この誤まりはさらに『法規分類大全』（兵制門 陸海軍官制 陸軍四 六八頁）に引継がれている。

(10) 同 前。なお代員については一月二十四日付の弁官からの兵部省宛照会に「北蘭医ランドレイト申者軍事治療ノ事相心得候ニ付相勤候由既ニ御聞濟ニ相成候間云々」とあるが、ランドレイが来日したか否かは不明。なお同年三月からの契約で大学東校が招聘したエルメレンス（大阪医学校勤務）は軍事病院を兼務していない。

(11) 前注の弁官からの照会に「尤ボードイン滞坂中ハ兼勤為致候事モ不苦候へ共云々」とあり、きわめて消極的ながら帰国までの兼勤を許容しようとしたことが判る。

(12) 前掲注(8)

(13) 同 前

(14) 中野操編『増補日本医事大年表』 思文閣 昭和四十七年 一九八頁

(15) 北島規矩朗編『陸軍軍医学校五十年史』 陸軍軍医学校 昭和十一年

二頁

(16) 「太政類典 第一編」 兵制 陸海軍官制 「兵部省ニ軍医寮ヲ置ク」

(17) 河村純義

(18) 前掲注(16)。三人はそれぞれ石井信義、池田秀之、竹内正信。

(19) (21) 同 前

(22) 「太政類典 第一編」 兵制 陸海軍官制 「兵部省軍医寮ヲ設置セシム」

(23) 松下芳男編『陸軍省沿革史』（復刻版） 日本評論社 昭和十七年 一三五頁

二十七日 兵部少輔山縣有朋建議シテ軍医寮ヲ設置スヘキコトヲ論ス。曰ク、『軍医寮ヲ取設クルニアラサレハ軍事ノ基礎ヲ立ツルコト能ハス。(中略) 今ヤ兵卒二千人大阪陸軍所ニ入隊セントス。宜シク速カニ軍医寮ヲ創立スヘシ』ト。而シテ遂ニ其ノ設置ヲ見ルニ至レリ。

(24) 前掲注(16)

(25) 「太政類典 第一編」 官規 任免一「兵部省病院医員奏任以上ノ分

大学ヨリ兼勤セシメントヲ請フ」

(26) (28) 鈴木要吾『蘭学全盛時代と蘭疇の生涯』 東京医事新誌局 昭和八年 一七三頁

(29) 同 前 一七四頁

(30) 同 前 五七頁 「メリスに三人あり、ボンベ、松本、佐藤尚中」

(31) 山崎佐「お玉ヶ池種痘所（其五）」（『日本医史学雑誌』 一三三三三号 昭和十九年 二五八頁）

(32) 『明治三年 諸規則』（東京大学医学部図書館内医学史料展示室蔵）

(33) 「太政類典 第一編」 学制 雑 「大学医道ヲ一轍ニ帰セシメン為メ軍医典医ノ任用方ヲ建議ス」

(34) 『職員録 明治二年』（東京大学附属図書館所蔵「五十年史料」）。ただし標題は明治四年の誤まり。

(35) 前掲注(4)

(36) 前掲注(16)

(37) 金杉英五郎編『医制五拾年史』 内務省衛生局 大正十四年 五三—五四頁 「小林義直外二名の外国医師招聘見込書」

(38) (39) 前掲注(16)

(40) (41) 前掲注(32)

(42) 前掲注(37) 五二—五三頁 「石黒忠惠の医学教育に関する伺書」

(43) 前掲注(32)

(44) 前掲注(16)

(45) 前掲注(26)

(64) 拙稿「医制の医学教育制度史的研究」（『教育研究』 第26号 青山学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。

学院大学教育学会 一九八二）参照。